

# 産業建設常任委員会記録

令和3年2月25日

【開催日】 令和3年2月25日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後2時15分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

水道事業管理者	今本史郎	水道局副局長兼 総務課長	原田健治
水道局次長兼業 務課長	伊藤清貴	水道局施設維持 課長	伊東修一
水道局工事管理 課長	江本浩章	水道局浄水課長	西山洋治
水道局業務課主 幹	岡秀昭	水道局工事管理 課技監	藤山靖夫
水道局施設維持 課主幹	平野宏明	水道局浄水課主 幹	飯田栄二
水道局総務課 課長補佐	中村浩士	水道局総務課財 政係長	渡邊亮治
建設部長	森弘健二	建設部次長兼下 水道課長	井上岳宏

都市計画課長	高橋雅彦	都市計画課課長 補佐兼計画係長	大和毅司
都市計画課管理 緑地係長	森山まゆみ	都市計画課都市 整備係長	藤本英樹
下水道課主幹	藤岡富士雄	下水道課課長補 佐	西崎大
経済部長	河口修司	経済部次長兼農 林水産課長	川崎信宏
農林水産課耕地 係長	本多享平	農林水産課水産 係長	藤澤竜
商工労働課長	村田浩	商工労働課主査 兼商工労働係長	宮本涉
商工労働課企業 立地推進室主任	水野雅弘	商工労働課公共 交通対策室主任	大森一世
農林水産課農林 係長	平健太郎	農林水産課農林 係主任主事	稲葉徹
農林水産課参与	多田敏明		

【参考人出席】

高橋泰男
------

【事務局出席者】

局長	尾山邦彦	書記	光永直樹
----	------	----	------

【審査事項】

- 1 議案第6号 令和2年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第2回）について
- 2 議案第7号 令和2年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第1回）について
- 3 議案第2号 令和2年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）について

- 4 所管事務調査 駐車場事業の経営戦略について
- 5 議案第8号 令和2年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第2回）  
について
- 6 議案第30号 山陽小野田市地方卸売市場条例を廃止する条例の制定に  
ついて
- 7 議案第31号 山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計条例を廃止する  
条例の制定について
- 8 附属営業施設契約更新についての陳情書について
- 9 山陽小野田市地方卸売市場民間運営計画の見直しを求める陳情書について

---

午前9時 開会

---

中村博行委員長 おはようございます。ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。まず議案の審査に入る前に、水道局にはお待ちいただき、本日は13時から陳情人を呼ぶことになっておりますので、これに対して皆様の御意見等々を聞こうと思っております。附属営業施設契約更新についての陳情書について及び山陽小野田市地方卸売市場民間運営計画の見直しを求める陳情書についての陳情人を参考人として本委員会にお呼びすることについてお諮りします。陳情人である高橋泰男様を本委員会にお呼びし、意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）ではそのように決定しました。陳情人を本委員会にお呼びする日時については、本日13時からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）ではそのように決定しました。審査番号1、議案第6号令和2年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第2回）について説明をお願いします。

今本水道事業管理者 おはようございます。それでは、議案第6号令和2年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第2回）の概要について御説明いたします。今回の補正は、収入面では給水収益、支出面では主に建設改良費、そのほか諸経費について、決算を見込んでの調整であります。補

正予算書1ページから御説明します。第2条は、業務の予定量について年間有収水量等を補正しております。第3条の収益的収入ですが、給水収益は、当初の見込みを下回り、有収水量とともに減少傾向であることから、下方修正しております。収入合計は15億1,579万3,000円となり3,661万3,000円の減額補正となっております。支出につきましては、委託料をはじめ、そのほかの費目についても決算見込みに応じ減額し、支出合計は13億4,841万7,000円となり、1億2,002万6,000円の減額補正となっております。この結果、税処理後の当年度純利益は1億1,458万4,000円の見込みとなっております。次に、補正予算書2ページの第4条資本的収支を御説明します。下段支出の建設改良費について、工事の延期や中止等により一割程度減額しており、支出総額は10億300万3,000円となっております。これら工事の原資となる収入につきましては、合計で4億1,376万7,000円となっており、企業債借入を増額したことで581万8,000円の増額補正となっております。結果、資本的収支で生じた差引不足額については、第4条本文のとおり、損益勘定留保資金だけでは足りませんので、積立金を1億8,379万8,000円取り崩して補填する予定としております。第5条は、簡易水道企業債の限度額を補正しております。第6条は、流用禁止経費として、職員給与費の減額補正を明記しております。第7条は、一般会計補助金の補正となっております。そのほか詳細につきましては、副局長から説明させます。

原田水道局副局長 おはようございます。それでは、補正予算（第2回）の詳細につきまして、既決の予算との増減比較を中心に御説明いたします。まず、補正予算書1ページを御覧ください。第2条（1）年間有収水量を御覧ください。昨年度決算において、合併以降最低となりました年間有収水量が、今年度はさらに新型コロナウイルス感染症の影響により、企業の使用が多い大口徑を中心に、給水収益と合わせて落ち込みが見込まれます。次に、補正予算書19ページを御覧ください。補正予算書では当初予算との比較となっております。また資料としてお配りしていま

す、B4の資料の1ページを並べて御参照ください。最上段に記載していますように、上水道事業収益は、補正予定額を3,661万3,000円の減額補正として、15億1,579万3,000円といたしました。その内訳について説明いたします。上から3段目の給水収益を御覧ください。現在までの減少傾向を反映し、補正予定額を2,450万8,000円の減額補正とし、大幅に下方修正しております。補正予算書に記載はありませんが、令和元年度決算値と比較しますと、税抜で97.4%程度となり、約3,400万円の減収見込みとなっております。上から6段目の上水道営業収益の中の受託工事収入では、下水道工事に伴う給水管の移設工事が一部中止となりましたので減額しております。その下の、その他営業収益の中の他会計負担金につきましても、下水道工事に伴う配水管移設工事の工法変更や中止により減額となっております。続きまして支出の部ですが、B4の資料の1収益的収支の支出内訳も合わせて御覧ください。支出については、性質ごとにまとめております。補正予算書の21ページを御覧ください。1段目の水道事業費用につきましては、1億2,002万6,000円の減額補正を行い、13億4,841万7,000円といたしました。その内訳について説明いたします。委託料・修繕費・動力費等を今年度中途までの実績値を参考に、大幅に減額しております。まず、委託料につきましては、21ページの原水及び浄水費の中の委託料と、配水費の中の委託料にありますとおり、当初予定しておりました水管橋及び配水池における耐震診断委託業務の執行を見送ったことにより大幅な減額補正となりました。次に配水費の中の修繕費につきましては、先ほど収入の部の他会計負担金のところでも申し上げましたが、下水道工事に伴う配水管移設工事の工法変更及び中止による減額、また国道関連工事において工事内容の変更に伴い、費目を資本的支出の建設改良費へ変更を行ったことなどにより減額となったものです。そして、動力費につきましては、原水及び浄水費の中の動力費と、配水費の中の動力費にありますとおり、今年度は電力料金に燃料調整費が継続してマイナス値となっており、実績値として昨年を下回る水準で推移していることから減額補正といたしました。また、人件費

につきましては、総額で減額補正となっておりますが、詳細は補正予算書 12 ページ以降、給与費明細書に載せております。後程お読み取りをお願いいたします。また、22 ページの下から2段目の退職給付費を御覧ください。当初予算編成時において、退職給付金引当額の算定計算に誤りがあったことが判明したことから、この度補正を行ったものです。23 ページの下から6段目の消費税の項目を御覧ください。ただいま申し上げました費目を中心に、費用全体を大きく減額したため、消費税につきましては、仕入控除対象の仮払い消費税も減少しますので、納付額を増額しております。税処理後の損益は、補正予算書15ページの損益計算書を御覧ください。損益計算書の下から4行目、当年度純利益は1億1,458万4,000円を予定しております。なお、下から2行目の、その他未処分利益剰余金変動額1億8,379万8,000円は、先ほど今本管理者より説明いたしました補正予算書2ページ第4条における資本的収支不足額の補填に使用する建設改良積立金の取崩し額の再掲額となっておりますので、ここでキャッシュは発生していません。続いて、資本的収入及び支出について御説明いたします。補正予算書25ページを御覧ください。下段の支出の部から御説明いたします。1段目の資本的支出を御覧ください。支出総額は、建設改良費に企業債償還金等を加え、10億300万3,000円となり、補正予定額は既決予定額から7,641万円の減額補正となっております。その下にあります上水道建設改良費につきましては、一部増額となったものもございますが、工事の延期・中止等が主な原因となり、補正予定額は9,402万5,000円の減額補正を行い、4億7,805万4,000円といたしました。一方、簡易水道建設改良費につきましては、26ページ最下段を御覧ください。これは上水道への統合事業になりますが、こちらにつきましては設計変更により補正予定額が1,870万円の増額となっております。補正予算書25ページ上段を御覧ください。資本的収支における収入の部になります。これら建設投資の財源となります資本的収入は、4億1,376万7,000円となります。この中で、4段目の工事負担金については、下水道会計からの負担金の減額補正1,122万1,

000円を行い、最下段の簡易水道企業債につきましては、統合事業費の企業債借入額の増額補正1,700万円を行っております。次に、B4の資料を御覧ください。下段の2資本的収支の表の決算見込(B)税込みの欄を御覧ください。表の最下段の資金不足額ですが、収入4億1,376万7,000円から今年度支出10億300万3,000円および前年度の繰越事業費4,184万2,000円を差し引いた結果、資本的収支の差引き不足額(資金不足額)は、6億3,107万8,000円になります。差引き不足額に対する補填財源は、表の枠外に記載しております。4条消費税及び損益勘定留保資金だけでは足りませんので、建設改良積立金を1億8,379万8,000円を取り崩して対応します。補填財源の説明につきましては、補正予算書2ページ第4条に記載しております。補正予算書11ページのキャッシュ・フロー計算書を御覧ください。3の財務活動によるキャッシュ・フローにおいて、企業債による収入として、新規で3億9,130万円を資金調達しながらも、下から3行目の資金増加額では会計外に現金が6,921万4,000円流出する予定となっております。以上の予算執行による結果が、補正予算書17、18ページの貸借対照表に表れております。18ページ下段、資本の部、7剰余金(2)の利益剰余金のアからエまでの合計となる利益剰余金合計は、8億8,554万3,000円ですが、このうちエ当年度未処分利益剰余金には、17ページ最下段の注⑥の表記のとおり現金の裏付けのない利益、1億8,379万8,000円が含まれております。そのため、これを除いたものが内部留保資金となり、金額としましては7億174万5,000円となります。先程、キャッシュ・フロー計算書により説明しましたとおり、前年度決算から6,921万円程度減少いたします。次に、企業債残高につきましては、18ページ負債の部を御覧ください。未償還残高は、3固定負債(1)企業債と4流動負債(1)企業債との金額の合算となりますが、前年度決算から2,616万円増加し、合計で48億7,161万8,000円となっております。これは、令和2年度における1年間の給水収益見込み額の384%に相当します。水道は、借金体質の財政運営が制度上予定



されてはいますが、令和元年度における同規模事業体の全国平均が30.9%であることから、当市の企業債残高の割合はかなり高率であります。以上、簡単ではございますが、水道事業補正予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 随分多方面に渡って説明がありましたが、それでは説明があったところを中心に質疑を求めていきたいと思っておりますので、まず1ページ、2ページから見てください。全体の部分ですけれども、ページごとに行きましょう。1ページ、2ページであれば、資料のB4のほうも含めた中でお願いします。

藤岡修美副委員長 年間有収水量で1,383立方メートルの減ってという説明があって、企業の大口径が減ったと。これは工水じゃなくて、その辺の詳細を説明していただけますか。企業なんかコロナの関係という説明もあったんですけども。

伊藤水道局次長兼業務課長 その件につきまして御説明させていただきます。令和元年度と令和2年度の累計を見ていきますと、13ミリ、20ミリ、25ミリの小口径につきましては、増えております。これは皆様が家にいらっしゃる関係ではなかろうかと思うのですが、大口径につきましては、軒並み落ちてきております。水量的に言いますと、令和元年度と比較して90%を切っているところもございます。100ミリにつきましては、85.9%、150ミリにつきましては、86.2%という大幅な落ちを示しております。詳細な分析はしておりませんが、コロナの関係で操業等に影響があるのではなかろうかと、そのように思っております。料金収入につきましては、大口径のほうに比重が大きくなっておりますので、料金収入の減少が起こっている状況にあります。

中村博行委員長 副委員長が工水との関係ということを言われたんですけど、工水は3社だけということですよ。

伊藤水道局次長兼業務課長　そうです。工水に関しましては、3社だけです。

工水は責任水量制ですので、上水と工水の関係はございません。先程説明しましたのは上水の使い方ということで御理解いただければと思います。

藤岡修美副委員長　飲食店がかなり厳しい。閉店が続いて上水の収量が減っているのは間違いないと思うんですけど、企業のイメージが分からなかったんで、その辺でそういった飲食店というか、駅前もいろいろあったんですけど、その辺りの影響っていうのは、上水はどうか。

伊藤水道局次長兼業務課長　先ほど申し上げましたけど、詳細な分析は決算のときにとっておりますので分からないんですが、飲食店等につきましても落ちてきているのは間違いないと思っています。

恒松恵子委員　1ページの上水道施設整備事業のマイナス3,400万円が鴨庄の工事、設計の延期によるとのことですが、いつされる予定かそういう緊急的な影響はないのか教えてください。

江本工事管理課長　1ページのどこに記載されますかね。主要な建設改良(2)のところですか。これは取水の関係の工事なんですけども、県と国と協議中であります。河川の水位の低下等が一時的に起こりまして取水の不安があったんですけど、現在では問題なくできていますので、協議が進みましたら検討に入りたいなということでございます。

中村博行委員長　また後で出てくると思います。それでは3ページに行ってください。3ページはよいですね。全部するかもしれませんが、ページの若いほうからいきましょう。11ページ。キャッシュフローは現金が流れて出ていったっていう話ね。それでは12ページの人件費関係で見てください。

森山喜久委員 職員数の関係で補正後が55人で1名減となっていますが、こちらはどちらの職場の方が減少になったか教えてもらえますか。

今本水道事業管理者 業務課の職員が1名、年度途中で退職しました。実はずっと育休を取っておりまして、復帰をしなかったということで退職ということでございます。一昨年からずっと代替の職員が就いておりますので、業務には支障ございません。

中村博行委員長 次に15ページですかね。損益計算書。それでは貸借対照表、17、18ページ。こっちが一番大きいかな。事業としては非常に厳しい状況にあるというのは変わらないということですよ。

藤岡修美副委員長 負債の割合が先ほど全国平均30.9%に対してかなり高いということなんですけど、その辺り何か分析されているものがあったら教えてください。

今本水道事業管理者 分析というほどでもございませんけど、この企業債の残高について平成28年度が52億3,600万円程度ありましたけども、この数年間で毎年1億円ぐらい少しずつ減ってきてはおります。ですから、徐々に減少傾向にあるんですけども、依然として高水準であるということで、何としても減らしていきたい40億円程度ぐらいまでは最低でも減らしていかなきゃいけないんじゃないかなとは考えております。これを減らすためには、料金収入だとか、建設改良費をどの程度使っていくのかとか、いろんな要素が絡んできますので、一遍にとということにはいきませんが、全体のバランスを見ながら、低減に取り組んでいきたいと考えておるところです。

宮本政志委員 先ほどの説明で建設改良積立金の取崩しが1億8,300万円と、細かいところも言われていたんですけど、これは18ページの7の

(2) ですね。建設改良積立金3億4,100万円って出ていますが、これ1億8,000万円を取り崩した後の数字でしょ。そうすると今後の見通しはどういうふうに見ておられますか。積立てがどっと減っていくとどうかなというのがあるんですけど。

原田水道局副局長 建設改良積立金につきましては、建設改良工事の補助に使用するような形で積立てておるものでございますが、今年度に関しても、起債を借りても、まだ資金が不足するので、こういった積立金を取り崩して、実際には補填をするという状況になっております。これについては、金額自体もかなり減っておりますし、御不安になられるとは思いますが、一応その次の決算でもお示しすると思っておりますが、最終的にはこの度の3条の収益的収支で出ました利益剰余金をまた建設改良費等に積み立てるといふ形はさせていただきたいと思っております。少しずつ減ってはいくとは思いますが、積立ても同時に行っていくと、原資としては、少し残していく方向で考えてはいきたいなと思っております。ただ現状でいいますと、建設改良費を使った工事は、やっていかないといけないというのがまず大前提でございまして、水道の安定給水のためには、これをやっていくことが一番大切であるというふうに思っております。ただこういう料金収入の中でやっているものですから、なかなか厳しい状況の中で、徐々にじり貧という形で原資としては減ってくるかなという状況で考えております。

中村博行委員長 建設改良費を徐々に少なめにしてということと同時にそういった手だてをされていると思うんです。以前、このままでいくと、内部留保資金が枯渇しますよというような計画があったと思うんですけども、そういった計画等々の見直しといたしますかね、そういったものはされていきますか。

原田水道局副局長 水道の会計の場合、支出を抑えるには、先ほど言いましたように建設改良費を抑えるしかないという状況であります。やはり水道

の安定給水を第一目標にしたときには、どうしてもやっていかないといけない工事が出てきます。現在は、アセットマネジメントでお示ししましたような、事業量ができていません。それをやってしまうと、財政破綻になってしまうという中で、本来やらないといけない工事も少し控えてやっているという状況です。そういう意味ではなかなかその原資の確保が難しい中での財政運営となっておりますので、何とか今後資金確保をさせていただきたいというのが正直なところでございます。

中村博行委員長　ということは、料金改定も含めた検討をされているということですか。

今本水道事業管理者　今の件ですけれども、内部留保資金については、平成27年度に9億円程度あったものが今7億幾らになっております。これはある程度の事業もしなきゃいけないけども収入がないということで、先ほどの件も関係しますけど、これを解決するには料金値上げまたは広域によって地盤を強化するという方向に取り組まなきゃいけないということです。また後ほど次回の委員会でも話をさせていただきますけど、広域の進捗がなかなか進んでないということで、料金も改定しなきゃいけないのかなという、いろいろ悩ましいところがございまして、このままこの状況で進めば、じり貧になってどんどん経営状況が悪くなっていくというのは、誰が見ても明らかでございます。この状況であれば、事業をどうしても縮小せざるを得ないという現況にございます。

中村博行委員長　続けていきましょうか。それでは19ページ、明細書のほうから。収益的収支です。

藤岡修美副委員長　営業収益で下水道関係の工事に伴うものがかなり減っていますけども、これは工事の変更で給水管とか、配水管を移設しなくて済むようになったのか、それとも工事そのものが取りやめになったのか、その辺り説明していただけますか。

江本水道局工事管理課長 下水工事の関係ですけれども、主には下水工事の中止ではなくて水道管の移設の必要が詳細で調査したところ、必要がなくなったというのが主な要因です。当初予算計上ときは下水道課と協議をしまして、ある程度移設が生じるだろうということで、まだその詳細の詰めもできてない状況もありますので、協議をして水道管の移設工事を計上しますけれども、実施の時に現地調査とか試掘調査やった結果、支障がないということがあれば、あえては移設の方向に持っていかないようにしますので、そういう結果ではございます。

中村博行委員長 それでは21、22ページ、支出のほうです。

岡山明委員 2ページの委託料で先ほど水道施設、耐震診断が中止になったという話を聞いたんですけど、どういう理由で中止されたか、お聞きしたいんですけど。

原田水道局副局長 これにつきましては、今後の水道事業の広域化も含めまして、現状の施設の状況を確認したいということで、いわゆる主要な配水池とそれから、厚東川に架かっております第一導水管の水管橋ですけど、これらの耐震診断をしておきたいということで考えておりました。ただ、今年度については新型コロナウイルス感染症の影響が出てきまして、年度当初に収入の減少に対して危機感を持ちまして、かなりの減収になる可能性があるのではないかということから、委託事業を執行することによって、3条の会計が赤字に転落するというおそれもありましたので、今年度については控えようということにいたしました。また今現在、補正予算の状況を見る限りでは、執行も可能だったかなと思うんですが、まだコロナが収束したわけではございませんので、来年度も含め、様子を見ながら、執行可能なときに改めて取り組みたいということで考えております。

今本水道事業管理者 今の件ですけれども、年度当初において、数千万円程度の

減収がある、収入の減があるんじゃないかというふうに、そういうおそれがあったからということでございます。12月末で料金収入は、2.6%の減なんですね。そうすると年間の料金収入は約13億円ですから1%で1,300万円、それで2.何%というと3,000万幾らの減収があるということで、大きな工事については、そんなに急ぎでないものは見送ろうということで今回見送ったということでございます。

藤岡修美副委員長 動力費が結構大きいんですけど、詳細を説明してもらえませんか。

原田水道局副局長 これにつきましては、先ほども御説明させていただきましたけど、これは浄水場等で使います電力料金の金額になります。これにつきましては、電力料金というのは電力料金自体が一定額ではなく、燃料調整費というものによって若干の上下をいたします。これは原油価格の変動等によって電力料金の変動していくものなんですけど、今年度につきましてはずっとそれがマイナス基調でありまして、結果として、電気料金の単価が下がって、当初予定よりかなり料金的には支出額が減ったという形でございます。

森山喜久委員 22ページの委託料、上から4段目の委託料なんですけど、寒波対応修繕当番業務でももちろん上がったと思います。1月とかにかかなり寒波がきたという形で、実際の今回の寒波で修繕件数とかそういった件数等を把握しておる段階でいいんで、それを教えてもらっていいですか。

伊東水道局施設維持課長 寒波のほうですけど、1月8日から1月22日までで集計を取っておりまして、凍結、修理の依頼、様々な電話の件数が656件掛かってきております。そのうち凍結で破損して修理をされた件数というのが486件把握しております。その内訳としましては、修繕当番業者、これ先ほど委託料が発生しておる修繕当番業者ですけど、こちらで278件、それから指定給水装置工事事業者、これは一般の家庭

の給水管工事を施工する業者ですけど、こちらが149件、それから職員のほうで蛇口のパッキンの交換、それから元栓の修理等で59件行っております。

森山喜久委員　ちなみに昨年までの実績とかそういったものがあれば、今回どれぐらい増えたかというのは比較しやすいですけど、もし分かれば教えてもらっていいですか。分からなかったらいいです。

伊東水道局施設維持課長　昨年、このような寒波は発生しておりません。最近ですと平成27年度だったと思います。このときは、今回より恐らく2倍程度の修繕が発生したと思います。今回は気温はかなり低かったですけど、前回の寒波より修繕の件数は減っております。前もって広報車で市内を回ったり、いろいろホームページ等で、凍結防止のアナウンスをしたりした効果もあったのかなというふうに考えております。

中村博行委員長　23ページの続きです。

宮本政志委員　上水道営業外費用の支払利息は159万5,000円で結構減っていますよね。これは企業債の約45億円そのものの利息の改定によってこれだけ減ったよってことですか。

渡邊水道局総務課財政係長　企業債利息についてなんですが、主な増減理由のところに、借入利率の減と書いております。こちらが令和元年度以前の借入れについては、すでに確定している利息利率等がございますので、令和元年度借入額、実借入額の減少及び、この時点での試算として利率を1.0%で試算しておりましたが、実際は、上水道に関しては、0.2%の借入利率であったことが減少の理由でございます。

岡山明委員　金額的に低いんですけど23ページ、貸倒引当金なんですけど、これ繰越しが増えているという状況なんですけど、今回も、補正で金額



が増えて、そういう対象者の方の取水停止じゃないけれど、そういう形はないと思うんですけど、こういう方々に対する対応とかお聞きしたいんです。

伊藤水道局次長兼業務課長 私どもとしましては、以前から約6か月停止するまでに期間があるということは申し上げているとおりでございます。コロナの関係等でも、その体制は変わってはおりません。今までどおりやっております。実際に件数的にも停止をそのまま続けているという状況も低いです。この姿勢はこれまでどおり、続けていこうと思っている状況です。

岡山明委員 コロナでそういう方々が多いということで、コロナに対する対応策と水道局で支援者に対する対応ができますか。今回こういう形というか実際に遅延者が出ていることから、そういうコロナ対応者に関するような形での対応は、進められたかどうか確認したいんです。契約締結が少ないんですけどどうですか。

伊藤水道局次長兼業務課長 一応、国から対応を取るよにとということで、私どももその対応はしております。ただ、山陽小野田市の場合、先ほど申し上げましたけど、6か月の猶予っていうのは、他市においても猶予期間といたしましては長く取っております。現在、家庭で9件。それから、商売されている方が2件ということで合計11件の対応をしております。金額的に申しますと、約23万円の猶予をしております。これにつきましては、もう既に支払いはしていただいている状況でございます。最初の頃は多かったんですが、最近はその申出等も減ってきている状況です。昨年の初期段階では、ばたばたとあったんですが、最近ではそのような申出は出てきておりません。

藤岡修美副委員長 資本的支出の送水施設費の減額、改良事業費です。設計変更による増とする減額じゃなくて増えた分ですけども、これの中身を説

明していただけますか。

江本工事管理課長 送水施設費につきましては鴨庄浄水場から山川配水地に向かう送水管の改良工事を継続してやっています、その配管なんですけども、一つは場内、いろいろ施設がございまして、鴨庄浄水場の敷地は非常に縦長で狭い河川の縁にある敷地で、その中でいろんな構造物がございまして、ルートの詳細を検討したところ、難しくなりましたので若干遠回りをして配管しなきゃいけないということになりました。それともう1点は、配管の状況を掘削したところ、スタート地点の本来は送水流量計の先から分岐をして、新しいルートを造るためでしたが、それが現状の配管の状況でできませんでしたので量水器の手前から分岐して、新たにそれに計量器を付けることが生じたので、その2点が主な増額の理由でございます。

藤岡修美副委員長 簡易水道の建設改良費で設計変更による増が出ておりますけど、これについても説明をお願いします。

江本工事管理課長 こちらにつきましては簡易水道の統合に伴いまして、上水道施設から既存の簡易水道の配水池に送水をする施設を造りました。一番費用が掛かったのが本送水ポンプ施設なんです。これに対して当初の塩素の注入装置があるんですが、もともと上水のほうは当然消毒のため塩素系の消毒をしており、給水件数が簡易水道の地区につきましては、非常に少ない状況で現在恐らく大丈夫なんですけども、配水池の容量とかを見込んだときに最終的に蛇口塩素の濃度が確保できなく、将来的に例えば人口減少とかで使用する際に落ちてきた場合には、そういう可能性もあるということで、追加の塩素の注入装置を再検討して追加をするということが生じますので、それについての増額ということですよ。

中村博行委員長 質疑の途中ではありますが、長くなりましたけどもコロナの対応ということで、若干ここで休憩したいと思います。それでは10時5

分から再開いたしますので、その間、休憩いたします。

---

午前9時55分 休憩

---

---

午前10時5分 再開

---

中村博行委員長 それでは休憩前に引き続きまして、委員会を続けます。それでは説明があったページは一通り質疑を終えたんですが、B4の資料と予算書の補正予算書の全般から漏れがあったということであれば、質疑をしてください。

岡山明委員 1ページの収益的収支の部分で収入が3,600万円程度の減でそれに対して支出のほうが1億2,000万円という、4倍に近い減少という状況だったんですけど、何をもって1億2,000万円を減少させたか。その辺当然収入が減ったという状況が分かりますけど、余りにも減らし過ぎというようなイメージが最初のトータルの金額からいくと大きいような気がしましたから、どういう形で下げたかという形で聞きたいんです。

今本水道事業管理者 主なものということで説明させていただきたいと思えます。収入のほうは、先ほど言いました料金収入、水道の使用料が減っているから減ったということです。それから、支出については耐震診断が一番大きなものだと思います。B4の資料の収益的収支の収入内訳、それから支出内訳とありますけども、その支出内訳のところで一番右側のほうにマイナス額が出ておりますけども、一番大きなところが、委託料と上から2番目に委託料というのがございますが、これは耐震診断の委託料の減でございます。これが一番大きなものでございます。

中村博行委員長 それでは質疑を打ち切ります。討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はありませんので、採決に移ります。それでは

議案第6号令和2年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第2回）について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙）

中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして議案第6号は可決すべきものと決しました。それでは引き続き審査番号2番に入ります。議案第7号令和2年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第1回）について説明を求めます。

今本水道事業管理者 それでは、議案第7号令和2年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第1回）の概要について御説明いたします。補正予算書では27ページ以降となります。今回の補正は、収入及び諸経費について、決算を見込んでの調整であります。第2条収益的収支の収入であります。総額で16万9,000円増額補正しております。支出につきましては、主に営業費用における委託料、修繕費等を決算見込みに応じ減額し、総額で2,978万7,000円の減額補正となっております。その結果、税処理後の当年度損益は、6,163万5,000円の利益を計上する見込みです。第3条の資本的支出ですが、建設改良費を628万3,000円増額としております。差引収支不足額については、第3条本文のとおり補填する予定としております。第4条では流用禁止経費として、職員給与費の補正を記載しております。第5条は、一般会計からの補助金の補正を記載しております。なお詳細につきましては副局長から説明いたします。

原田水道局副局長 それでは、補正予算（第2回）の詳細につきまして、上水道と同様に既決の予算との増減比較を中心に御説明いたします。補正予算書39ページ、収益的収支明細書から説明いたします。お配りしておりますB4の資料2ページも併せて御覧ください。まず、収入合計につきましては補正予算書の1段目の工業用水道事業収益の補正予定額のと

おり16万9,000円の増額となり、2億8,990万4,000円としております。上から4段目の他会計負担金では、一般会計からの繰入れとなります児童手当が増額となったため増額しています。ほかは預金利息、雑収益を若干調整しております。続きまして支出ですが、B4の資料を併せて御覧ください。支出の性質ごとにまとめております。補正予算書の39ページ下段の支出の部を御覧ください。1段目の工業用水道事業費用につきましては、2,978万7,000円の減額補正を行い、2億2,594万7,000円といたしました。その内訳について説明いたします。委託料、修繕費、動力費等を大幅減としております。まず、委託料につきましては、39ページの原水及び配水費の中の委託料を御覧ください。当初予定しておりました水管橋における耐震診断委託業務の執行を見送ったことにより大幅な減額補正となりました。次にその2段下にあります修繕費につきましては、高天原浄水場場内において予定していましたポンプのオーバーホールが、新型コロナウイルス感染症の感染防止の必要性から、他県からの作業員の受入れができない状況となったため、次年度に延期としたことなどにより減額となっております。その下、動力費につきましては、上水道事業の補正予算でも説明いたしましたが、今年度は電力料金に係る燃料調整費が継続してマイナス値となっており、実績値として昨年を下回る水準で推移していることから減額補正といたしました。また、人件費につきましては、詳細を34ページの給与費明細書に記載しております。1総括の表の中の右端、合計欄の最下段にありますとおり、全体として60万9,000円の増額としております。39ページに戻りまして、その他の経費では、下から2段目の負担金をダム関連事業費の減少に伴い減額し、その下の受水費以降の費目についても、今年度中途までの実績値を参考に減額しております。40ページの最下段にあります消費税につきましては、控除対象課税仕入れが減少したため、納税額が増えております。次に、補正予算書36ページを御覧ください。税処理後の損益は、損益計算書のとおりです。下から4行目、当年度純利益につきましては6,163万5,000円を予定しております。続きまして、資本的収支について御説明

いたします。補正予算書最後のページとなります41ページを御覧ください。資本的収入は、病院会計からの貸付金償還金6,600万円のみであります。次に、支出の部につきまして説明いたします。1段目の資本的支出を御覧ください。支出総額は、5,858万7,000円となり、補正予定額は既決予定額から628万3,000円の増額補正となっております。内訳について説明いたします。下から3段目の浄水場施設費整備事業費ですが、直流電源装置更新工事が、新型コロナウイルス感染症による影響を受けて、次年度に延期となったことで減額となっております。一方、最下段の送水施設改良事業費は送水管改良工事が増額となりました。以上の予算執行による結果が、補正予算書37、38ページの貸借対照表に表れております。資本の部の7剰余金(2)利益剰余金のうち、才当年度未処分利益剰余金は、37ページ最下段の注③の表記のとおり現金の裏付けのない利益3,195万8,000円が含まれております。利益剰余金合計額7億3,211万6,000円から、これを除いた金額が内部留保資金となり、その結果、金額は7億15万8,000円となります。次に、38ページ上段の負債の部です。企業債は平成19年度以降借入れを行わず、償還のみを行っていますので、順調に減少しています。未償還残高は、3固定負債(1)企業債と4流動負債(1)企業債の金額の合算となり、合計で1億1,658万3,000円となります。補正予算書33ページのキャッシュ・フロー計算書を御覧ください。下から3行目の資金増加額では、今年度9,567万7,000円の資金が増えますが、これには、病院会計からの貸付金償還金6,600万円が含まれておりますので、正味の資金増加額の算定には、これを除く必要があります。その結果、補正予算書には記載はありませんが、2,967万7,000円のキャッシュが一年間の事業活動を通じて、発生することになります。以上、簡単ではございますが、工業用水道の補正予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明がありましたので、上水道と同じように審査をしていき

たいと思います。

高松秀樹委員 39ページの収益的収支の支出のところで減額の修繕費、ポンプのオーバーホールの説明があったんですが、このオーバーホールの予定の時期はいつごろであったんですか。

西山浄水課長 10年から20年に一度行います。この4号のポンプですけど、能力の低下で今年度行う予定でしたがコロナ禍の影響で延期となりました。

高松秀樹委員 質問はこのオーバーホールを今年度のいつごろする予定であったかということです。

西山浄水課長 9月初旬です。

高松秀樹委員 9月でコロナの影響で県外から人が入れないから今回減額だということですけど、次年度に繰り越すということですが、次年度やるということですが、それだけ期間が延びても、このオーバーホールについては大丈夫だったということになるんでしょうか。

西山浄水課長 現状については何とか能力の低下で10トンぐらい送水量が落ちている状況です。何とかキープできていますので、本年度は大丈夫です。

高松秀樹委員 消費税のところで控除対象課税仕入の減と説明がありましたけど、具体的にどういう部分が対象になるんですか。

渡邊総務課財政係長 対象となる消費税といいますのが、支出に伴う仮払消費税が控除になります。資料の補正額B-Aのところで、こちらの支出の差なんですけれども、こちらには、消費税額の248万4,000円と

いうのが含まれていますので、これを更に差し引いた額になります。

中村博行委員長 分かりやすい感じで説明がいただければと思いますが。

渡邊総務課財政係長 すぐ数字が出せないんですけれども、1の収益的収支の支出の欄における税抜税込みの差額が当然消費税額になるんですけれども、これが仮払消費税額になります。既決予算から決算見込みの消費税額の減少ほど納付消費税額が増えるということになります。

高松秀樹委員 何となく分かったような気がします。書き方が控除対象課税仕入の減と書いてあるから。何か仕入れるので本当は控除できる仕入れが減ったのかなと思ったんですけど、今の話ではそうじゃないっていう話なんですか。

渡邊総務課財政係長 仕入れるということで、支出というふうに捉えていただければと思います。

中村博行委員長 資本的収支の中で、確認しときましょう。病院のほうはいつ終わるんですか。

今本水道事業管理者 令和3年度が最終回ということですよ。

中村博行委員長 6,600万円じゃなかったんじゃないかね、最後は。

今本水道事業管理者 最初がちょっと違っていたと思います。最初が違って令和3年度が最終です。

中村博行委員長 37、38ページの貸借対照表の説明がありましたので、主なところはいいと思います。



高松秀樹委員 投資の部分なんですけど、有形固定資産を取得したってあるんですけど、説明されたかもしれませんが、どの部分になるんでしょうか。

渡邊総務課財政係長 2の投資活動の有形固定資産の取得による支出は、3,221万1,000円なんですけれども、こちらが固定資産の取得ですので、4条建設改良に伴う税抜の支出額になります。固定資産計上するのは、税抜で当然計上しますので、その4条費用に掛かる税抜額がここに計上されております。補正予算書で言いますと41ページなんですけれども、資料のほうでは下から2行目建設改良費、税抜の欄を御覧いただくとその金額が載っています。

高松秀樹委員 よく分からないんですけど、この有形固定資産を取得って何か取得したんだろうと思っているんですけど、それがどの部分になるんですか。何か取得したんということですか。

渡邊総務課財政係長 固定資産ですので、建設改良費、今年度の補正で言いますと日産線送水管に当たります。こちらが41ページの当初予定していた送水管改良工事なんですけれども、送水管の取得ということになります。

原田水道局副局長 投資活動のキャッシュ・フローというのは、現金が会計から支出されましたということです。投資活動によるキャッシュ・フローというのはお金を支払って資産を取得しましたということです。いわゆる工事をやってその結果、資産を取得したということになりますので、結果としてキャッシュ・フロー計算書の中では、現金を支出したのでマイナスということになります。

中村博行委員長 全般に行きましょう。B4の資料も含めて何かありますか。  
(「なし」と呼ぶ者あり) ないようですので質疑を打ち切ります。討論

ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは採決に移ります。議案第7号令和2年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第1回）について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって議案第7号は可決すべきものと決しました。それではここで若干休憩します。10時40分まで休憩にしたいと思いますので、よろしくお願ひします。それでは暫時休憩します。

---

午前10時30分 休憩

---

---

午前10時40分 再開

---

中村博行委員長 それでは休憩前に引き続きまして委員会を続けます。審査番号3番、議案第2号令和2年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）について説明を求めます。

高橋都市計画課長 議案第2号令和2年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）について御説明いたします。事前に別途提出しておりますA3横の参考資料をお開きください。その右側の欄にR2（3月補正）の欄があると思います。そちらも併せて御覧ください。初めに歳入について説明いたします。補正予算書の5ページ、6ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目駐車場使用料1,000万円を減額補正し、補正後の額を870万4,000円とするものです。1節駐車場使用料は、通常の駐車場使用料を1,040万円減額補正し、定期駐車券使用料を50万円増額補正し、プリペイドカード使用料を10万円減額補正しております。続きまして歳出について説明いたします。1款駐車場事業費、1項駐車場管理費、1目一般管理費、1

5節工事請負費を2,220万円減額補正いたします。これは駐車場奥の未舗装部につきまして、今年度舗装工事を行う予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、駐車場利用者が大幅に減少し、使用料が減額になったことから、工事を取りやめることといたしました。2款予備費、1項予備費、1目予備費、29節予備費1,220万円の増額につきましては、歳入の駐車場使用料1,000万円と、歳出の工事請負費2,220万円の差額分となります。補正予算書2ページをお開きください。歳入歳出ともに、補正前の4,140万4,000円に対しまして、1,000万円の減額補正となりまして、合計金額は3,140万4,000円となります。続きまして、こちらも事前にお配りしております、A4縦の厚狭駅南口駐車場の利用状況についてという資料を御覧ください。令和3年1月までの実績ですが、駐車枠190台に対する稼働率は37%、駐車場使用料は714万1,680円となっております。新型コロナウイルスの影響を大きく受けておりまして、駐車場使用料につきましては、対前年度比で36%、言い換えますと64%の減額となります。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 それでは質疑に移ります。まず、A3の部分と補正予算書がリンクしていると思いますので、その辺全部行きましようね。A4の資料についても全部を含めた中で質疑をしましよう。質疑をお願いします。

恒松恵子委員 資料の中ほどの使用料及び賃借料のリースですけど、終了後に更新されるのか、それとも年率か何かで経費を下げっていくのか、見込みを教えてください。

高橋都市計画課長 これにつきましては、平成30年11月から6年間のリース契約としておりまして、6年のリース契約が終了後は再リースを予定しております。

中村博行委員長 未舗装部分を取りあえず取りやめたということで、この草刈りが今度発生すると思うんですけど、どうお考えですか。

高橋都市計画課長 未舗装分は約3,000平方メートルありますが、この草刈りは年間予算で約20万円ほど計上しております、1回当たり10万円ということで年に2回やる予定にしております。ですから今年度も状況を見ながら既に1回執行しておりますので、もう一度やるかどうかというところで、今から判断していきたいと思っております。

中村博行委員長 コロナの影響で随分と予定が狂ったということなんでしょうけども、駐車場の金網でしたか、そういったものの修理というか更新というものもあったと思うんですけども、その辺はどうされますか。

高橋都市計画課長 フェンスはすぐ修繕しなくても、もう少し大丈夫じゃないかなと思っております。

中村博行委員長 それではよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは採決に移ります。議案第2号令和2年度山陽小野田駐車場事業特別会計補正予算（第2回）について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 したがいまして、議案第2号は可決すべきものと決しました。ここで審査番号4番、所管事務調査ということで駐車場事業の経営戦略について、説明をしていただきます。

高橋都市計画課長 厚狭駅南口駐車場の経営戦略につきまして、藤本係長から説明させていただきます。

藤本都市計画課都市整備係長 厚狭駅南口駐車場事業経営戦略について説明いたします。経営戦略については、総務省から平成28年1月に文書で令和2年度中までに策定することが要請されております。策定の目的については、駐車場事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画を定めたものです。計画期間は令和3年度から10年間としており、3年から5年おきに見直しを行う予定としており、市のホームページでも公表する予定としています。では、お手元の資料に沿って御説明させていただきます。A4でお配りしている厚狭駅南口駐車場経営戦略という冊子になります。1ページにつきましては、事業形態として、事業開始年月日、施設の名称、駐車場の種類、駐車場使用面積、収容台数、料金体系を記載しております。次に、駐車場についての現状把握、分析については、平成11年3月に開業した山陽新幹線厚狭駅の利用のため整備した駐車場で、通勤通学者や旅行者など山陽小野田市を含め、近隣自治体などの利用者が利用している現状を記載しております。次に、(4)経営比較分析表を活用した現状分析と記載がありますが、これは別紙1として、4ページ目に添付させていただいております。この表については、令和元年度決算の数値について、類似団体と比較してグラフ化したものです。これは毎年総務省から調査依頼がありまして、総務省に提出したものを毎年市のホームページにも公表しております。2ページ目の経営の基本方針についてですが、ここで大きく分けて三つの項目を挙げています。一つ目は、経営基盤の強化として、駐車場経営について分析を行い、経営改善を実施し、安定経営を目指します。二つ目は、満足度の高いサービスの提供として、当面料金の改定は考えていませんが、周辺の駐車料金設定や利用者のニーズを的確に把握し、駐車場の利用促進を図り、収入の増を目指します。三つ目は、安心安全な施設の維持として、定期的な施設の点検修繕を行うとともに、耐用年数の経過した設備等を更新し、利用者が安心して安全に利用できるよう、駐車場施設の維持に努めるということを記載しております。続きまして、(3)投資・財政計画ですが、別紙2として、A3の織り込んである表を添付しております。主な点について御説明させていただきます。

ます。まず、上から3段目の料金収入については、駐車場使用料、定期駐車料、プリペイドカードの使用料金となっております。御覧のとおり、令和元年度までは徐々に増加していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度より大幅な収入の減となる予定です。支出については、大きな改修工事として、未舗装部分の舗装工事を実施していかねばいけません。収入も大幅に減少しており、新型コロナウイルス感染症の状況次第となりますが、令和8年度頃までに工事が着手できればと考えています。続きまして、3ページの今後の財源についての考えとして、料金形態については、平成28年度に料金改定を行いましたので、現在は、料金の値下げについては考えていませんが、経営状況を見ながら検討を行っていきます。繰入金については、現在繰入金はなく、今後も繰入金を要する見込みはないため、限られた料金収入で、過大な投資を行わないよう、施設整備は計画的に実施していくこととしています。最後に、経営戦略の事後検証についてですが、経営比較分析表を活用しながら、進捗管理を行い3年から5年をめぐりに経営戦略の見直しを行う予定としています。説明は以上です。

中村博行委員長 説明は終わりましたので、質疑をしてください。

高松秀樹委員 この駐車場の経営戦略っていうのは、公表は今回初めてになるんでしょうか。

藤本都市計画課都市整備係長 そのとおりです。

高松秀樹委員 最初の部分に述べられたと思うんですけど、これを出す必要がある理由をもう1回述べてもらいますか。

高橋都市計画課長 総務省からの通達によりますが、まず地方公営企業につきましては、御存じのとおりもう既にこの経営戦略が策定されていると思います。この駐車場事業につきましては、法非適用企業という言い方を

するんですが、地方公営企業ではないんですが、それに準ずる事業ということで駐車場事業が位置づけられておりまして、これも令和2年度中に策定しなさいという指導になっておりますので、それに基づいてこの度策定したということです。

高松秀樹委員 ということは義務でこれを作成しなければならないということで、単純に見たら収容が200台前後で、一般的な駐車場で経営戦略とはなかなか大変だなと。それをしなきゃならないということですね。

高橋都市計画課長 これにつきましては、4、5年ぐらい前から努力義務的な扱いになっていたんですが、令和2年度中に作りなさいという通知の内容になりましたので、作ったということになります。

高松秀樹委員 内容なんですけど、近隣の駐車場の話があったんですけど、現在の状況を教えていただけますか。

高橋都市計画課長 近隣の駐車場につきましては平日と土日と区分が分けてあるんですが、1日で平日が200円、土日が300円くらいだと思います。

恒松恵子委員 駅の利用者が激減していることは明らかなんですが、定期駐車料は、例えば駐車台数に掛かる比率とかは決まっているんですか。例えば定期駐車を増やせば、料金収入が上がるかなと普通は考えるんですが、余りに増え過ぎたら利用者がとめられなくという弊害もあると思うんで、その辺りの戦略はございますか。

高橋都市計画課長 この厚狭駅南口駐車場につきましては舗装部が190台ありまして、開設当初は月極駐車場というのは10台で設定してありました。ただ稼働率が残念ながらそこまで高くなかったので、定期駐車券を御利用の皆様も今のところ台数制限なしということで、A4縦で配っております。

す資料見ていただければ分かるんですが、月平均50名の方が今御利用いただいているというところです。ですから、その資料の過去3年間を見ると、この定期駐車券利用者というのは、少しずつ増えておりますので、今恒松委員言われるとおり、貴重な財源になりますので、今のところ上限を特に設けずに、稼働率がまだそこそこですので、このままでいこうかなと思います。

恒松恵子委員 月極を大々的に宣伝するのもどうかと思いますけれども、どのような形で広報活動とか周知をされていらっしゃるのでしょうか。

高橋都市計画課長 これは月極駐車場に限らず、まず厚狭駅南口駐車場はホームページに掲載しておりまして、定期駐車券、それから通常の利用料金、プリペイドカードの内容について載せているということになります。

宮本政志委員 経営比較分析の中でも利用の状況については、確かに新幹線利用者の駐車が主であるとちゃんと分析をされて、2ページの経営の基本方針のほうも利用者のニーズを的確に把握して、これはごもつともと思います。1ページの現状把握と分析で「通勤通学者や旅行者が利用しております。」とありますが、実際にどれぐらいいらっしゃるかはどのように把握しておられますか。

藤本都市計画課都市整備係長 通勤通学の関係の方が定期でいらっしゃるのを把握しているんですけど、詳しくは把握しておりません。

中村博行委員長 今からこれで戦略を立てていかれるわけですから、その辺りを増やしていこうという戦略をしてもらいたいなと思いますね。

高松秀樹委員 これは経営戦略ですよ。どういう戦略なのかなというのと、経営の基本方針のところに安定経営を目指すとあります。安定経営とは何を指すのでしょうか。



高橋都市計画課長 基本的には有料駐車場ですので、使用料を原資として、適切に維持管理できる範囲、それから長期的な設備投資も見込んだ貯蓄というか、蓄えもしておく必要があるということで安定経営だというふうに判断しております。

高松秀樹委員 その蓄えの部分ですけど、A3の一覧表が出ていますよね。字が小さいけど、その部分がここをちゃんと明記されておるんですか。つまり、毎年、これがこのくらい要るからこのくらいの収入が要るのが書いてあるってことですか。

高橋都市計画課長 その表の真ん中辺り、真ん中で実質収支というところがありまして、実質収支の黒字、赤字とありますが、ここの黒字の欄を見ていただければどのくらいまだ余っているのかというふうな見方になりますので、そちらで判断していただければと思います。

高松秀樹委員 最初からそれを予想するわけですよね。だから収支が均衡するんじゃないくて、収入のほうがある程度多いという経営戦略をとるんでしょうか。予定表だったら、そこにそういった数字が上がってくるんだろうなあって思うんですけど、それが見えんからあれですけど、上がっているんですか。

高橋都市計画課長 まず長期的な投資で言いますと、年間ベースで固定費が860万円くらい必要になっておりまして、あとは大規模な修繕を想定しておりますが、2026年の欄、令和8年度の欄に横でその他の欄の2,953万円という数字があると思うんですが、これが先ほど説明させていただきましたけど、この度できなかった未舗装部の舗装工事を令和8年度ぐらいならできるのではないかという見込みで全体的な黒字の数字を調整しているという考え方です。ただいま高松委員の言われるように黒字幅が一定になっているかということ、決してそういう作り方をしてい

るわけではありませんが、結果的にこういう黒字になっているかもしれません。

高松秀樹委員 経営戦略という言葉なんで、結果的に収支がこうなりますってじゃなくて、収支はこうですと。よって収入支出がこうですというふうな形で出すのが一般的なのかなと思いましたけど、今の話はそうじゃないようで、この一覧表を作っておるということでもいいんですかね。

高橋都市計画課長 今後10年間の見込みの中で、まず料金収入というのはこうなるであろうということで、まずそこを作りますのでその中で義務的経費が幾ら必要で、臨時的経費はこのタイミングだったらできるというふうに組立てておりますので、目標的な金額の作り方をしているというふうに判断しております。

高松秀樹委員 今回工事しませんでしたけど、今後駐車スペースを確保しますよね。それも表の中に入っていると組み込まれているということですね。その収入の増部分も。

高橋都市計画課長 そういうことになります。

藤岡修美副委員長 関連で営業収益の見通しが令和元年度から2年度に掛けて落ちているんですけども、それからの上昇率がかなり抑えてあるというか、1,070万円ですか。これはどういう見通しで立てられた数字なんですか。

高橋都市計画課長 コロナの影響がどこまで継続するのか予測できなかったもので、微増程度でしか公表しておりません。説明したとおりなんですけど、なかなか先行きが読めない中、この経営戦略については先ほど説明したように令和3年から5年の中で見直ししていきますので、その数字は変わってこようかと思っております。

中村博行委員長 言うなれば固めに作っているという部分があるね。審査番号の4番の所管事務調査駐車場事業経営戦略について終わりたいと思います。それではここで暫時休憩しますので、11時15分から始めましょう。ということで休憩します。

---

午前11時5分 休憩

---

---

午後11時15分 再開

---

中村博行委員長 それでは休憩前に引き続きまして委員会を続けます。次に審査番号5番、議案第8号令和2年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第2回）について説明を求めます。

井上建設部次長兼下水道課長 それでは、議案第8号令和2年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第2回）について御説明いたします。今回の補正は、国の第三次補正予算における国庫補助金の追加交付に伴う事業の実施によるものでございます。早速ですが、補正予算書の1ページを御覧ください。まず、第2条の業務の予定量の補正ですが、今回の補正による行事業実施に伴い、（4）主要な建設改良事業のうち、処理場建設事業を7,000万円増額し、2億340万円に改めるものでございます。次に第3条の資本的収入及び支出の補正でございますが、収入総額でございます。資本的収入は、支出の財源となる企業債及び補助金をそれぞれ3,500万円増額し、17億5,150万6,000円とするものです。支出総額である資本的支出は、建設改良費を7,000万円増額し、25億1,484万円とするものです。次に第4条の企業債の補正は、公共下水道事業の借入れ限度額を3,500万円増額し、改めるものでございます。予算書の3ページ以降につきましては、今回の補正予算を反映させた財務諸表等を掲載しておりますので、御確認いただければと思います。最後にお配りしております、A4の資料を御覧ください。今回の補正をまとめたものでございます。資本的収支の補正の

内容は、先ほど御説明したとおりでございます。一般会計繰入金の増減はございません。第2回補正の内容ですが、冒頭申しましたが、国から第三次補正予算編成に伴い、社会資本整備総合交付金のうち防災安全交付金を配分するため、令和3年度予定事業の前倒し実施を要請され、本市といたしましては、小野田水処理センター改築工事2件を補正予算にて実施することとしたものでございます。以上、下水道事業会計補正予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 最初に1ページ、今説明がありましたように、今回の補正の内容についてですけども、A4の資料のともに質問があればと思います。

高松秀樹委員 今回の補正は、建設費の補正だということです。資料として出されている部分で予定工事が二つ上がっています。汚水ポンプ改築工事と受変電設備改築工事をそれぞれ簡単にどういう工事か説明をお願いします。

井上建設部次長兼下水道課長 予定しております工事は、先ほど別紙でお配りしておりますものの一番下のところ二つで、小野田水処理センター汚水ポンプ改築工事と、小野田水処理センター受変電設備改築工事の2件を予定しております。内容といたしましては、ストックマネジメント計画に基づく改築更新の一環としまして、まず、小野田水処理センター汚水ポンプ改築工事につきましては、一円から流れてくる汚水が小野田処理区の若沖にあります小野田水処理センターに届いたときには、大体地下10メートルぐらいのところに流れてきます。これを地上にございます汚水処理施設に向けて汚水をくみ上げるためのポンプが4台ございまして、そのうちの1台をこの度改築するものでございます。ちなみにナンバー1からナンバー4までございまして、今回はナンバー1をやるんですが、ナンバー3とナンバー4については、もう過年度に改築更新済み、ナンバー2につきましては今年度改築中でございます。それから小野田

水処理センターの受変電設備改築工事につきましては、名前のとおりですけど、受変電設備、今ある既存の受変電設備を改築工事するんですが、これは当初、ここの若沖に施設ができたとき雨水と汚水とをまとめて一つの受変電設備でやるということで、1969年に造られたものでございまして、52年ぐらい経過しているものです。現在ここまで大きくなる必要がないということで汚水と雨水に分けて、汚水用の受変電設備についてはもう過年度に汚水に必要な規模にもダウンサイジングして改築更新しております。この度の残った古いものを雨水ポンプ専用の受変電設備にダウンサイジングしまして、改築更新するというごさいます。

高松秀樹委員 改築工事ということは改修じゃないんで、これそのものを全部やり替えるっていう認識でいいんですか。

井上建設部次長兼下水道課長 そのとおりでございます。使えるところは使うんですけども、ポンプ設備は改築更新します。

藤岡修美副委員長 令和3年度の事業を前倒しでやるっていうことなんですけど、令和3年度の予算の中身が変わってくることはあるんですか。

井上建設部次長兼下水道課長 予算編成のときにこの話がございましたので、令和3年度当初につきましては、7,000万円落としたという言い方は大変語弊あるかもしれませんが、これを加味しない形で、予算を計上しております。

中村博行委員長 企業債残高は計算すればでるんですけど、一応言ってください。

井上建設部次長兼下水道課長 令和3年3月31日の予定残ですけども、7ページを御覧ください。7ページの固定負債の(1)企業債の企業債合

計というのが151億5170, 151億1, 079万とその下流動負債の(1)企業債の企業債合計142億5, 954万を足しました、165億7, 703万3, 000円というのが、企業債の残高予定残高となります。

中村博行委員長 それでは質疑を打ち切ります。討論はございますか。討論はありませんので採決に移ります。議案第8号令和2年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算(第2回)について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

中村博行委員長 したがいまして議案第8号は可決すべきものと決しました。暫時休憩に入ります。

---

午前11時23分 休憩

---

---

午後1時 再開

---

中村博行委員長 それでは午前の審査に引き続きまして、産業建設常任委員会を続けます。最初に本日は参考人として、高橋泰男様の出席を得ております。それでは委員会を代表しまして、参考人に一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表して心から厚くお礼を申し上げますとともに、本日は忌たんのない御意見を述べてくださいますようお願いいたします。また委員会の内容は、インターネットで放送されておりますので、個人情報については発言を控えていただきますようお願いいたします。本日の議事について申し上げます。本陳情について、まず参考人からの御説明をいただき、その後委員から質疑に入ります。参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言くださいますようお願い申し上げます。発言の内容は、問題の範囲を超えないようお願いいた

します。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、併せて御了承をお願いいたします。まず、参考人から説明を求めます。なお、陳情が2件出されておりますので、一括して説明をお願いしたいと思っております。まず、附属営業施設契約更新についての陳情書並びに山陽小野田市地方卸売市場民間運営計画の見直しを求める陳情書という意見になっておりますので、続けて御説明いただければというふうに思います。そしてその後、1件ずつ、委員からの質疑というふうに持っていきたいと思っておりますのでお願いいたします。それでは御説明をよろしくお願いいたします。

高橋泰男参考人 本日はこのような貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。仲卸組合組合長の高橋泰男です。よろしくお願いいたします。まず、附属営業施設更新契約についての陳情書についてですが、2021年1月22日に農林水産課の川崎課長の発言において、「行政財産だろうが普通財産であろうが、全部を貸すか、一部を貸すかということについては可能」という発言につきまして、私ども附属営業店舗を借りている業者といたしましては、令和3年以降も引き続き契約をしていただくよう陳情します。理由といたしましては、現在の全ての土地施設をお貸しすることはできませんと、4月からの開設者から明記された書面が参りまして、従来との協議の中での話合いと違ってきているというものが出てまいりました。また令和3年3月31日までの立ち退きに併せまして、4月からの開設者より書面が参っております。これに関して、現在3月31日までの契約をしております。山陽小野田市との契約書の中には問題がない限り、このような強制撤去、または契約破棄はないように書かれておられます。その解釈といたしまして、私どもは納得ができなく、立ち退く意思はないというふうに思っております。また、事前にこれまで今後の業者とのすり合わせ説明会の中においても、事業計画書、これにおいても各買受人、附属営業店舗業者においても今後同じような同等の取引の形で公共性の正常化、活性化を行うという事業計画または発言等ありまして、その旨を私どもは納得の中で話を進めて説明会を行

ってきたんですが、出てきた資料がどんどん変わってくると。特にこのような形の中で、農林水産課の川崎課長との話合いの中でどうすればいいのかと相談をいたしました。民と民のことなので、今度の業者との話合いの中でやっていただきたいと。ところが、何度かそのような書面のやり取りを行ってきたんですが、全て却下と。そのような協議の場も持たず、市の開設者においては、3月31日までの責任において全うしていただくべきものが全く無視をされておると。責任放棄をされておると。そこら辺りが今の行政における信用失墜等、信頼の低下につながっているんじゃないかということで、もう一度、この川崎課長の発言において、可能であればこのような明確な継続した貸貸を継続していただきたいと思うのが、この陳情書の中の主な内容です。これに関してはここまででよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、市場運営計画の見直しを求める陳情書においてですが、この件に関して再公募を計画の見直しを要望いたしますという思いで書いた陳情書です。これに関して、4月からの業者の事業計画とこれに関しては物すごく大きく隔たりのある内容のものはすり合わせ後、令和3年になってからの書面においてですが、全く違う見解になってきていると。特に農家に対しては、出品の制限、買受人や附属営業人の実施的排除、多々金銭的なものを期限のものを開設者としての権利を独断的に重視してくると。販売方法の変更、全体的に申せば、昨年度よりすり合わせの中で決定する業者間の事業案、または説明の中において、このような独占的な運営はするとも思われないような書面が出てきた。それを皆様ともまた市民の方とも農家の方ともお話をした中で、全く信用できないと。どうしてこんな掌を返したような、180度違うような対応になるのかと。決定する前とした後の対応の落差について、このようなことは堂々とまかり通るのかと。またこれに対して、独占的になってきておる市場の4月からの事業内容、これにおいて排除されていく業者、仲卸、農家の方からも多々要望なり相談なりを受けております。そしてまた特に高齢者の小売店、対面販売である地域密着型のお店に対しての買物難民またはその地元野菜、こういうものの大きな商品ではないんですが、日々の中での生活





森山喜久委員 届出書、コピーは3社分ですね。これは市に提出をされた分のコピーということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

森山喜久委員 それで市は受理をされたのでしょうか。

高橋泰男参考人 取りあえず置いて、持ってもらってことで、受理とか検討とかの段階には至らないというふうに発言されてます。

森山喜久委員 皆様方の手元ではなく、一応市のほうが預かっているって表現ですかね。

高橋泰男参考人 そうです。

森山喜久委員 先ほど説明の中では新しい会社のほうから3月31日まで、立ち退きをしてほしいという文書があったと書いてあると思うんですが、市のほうからは先ほど陳情書についての回答はないって話なんですけど、3月31日までに撤退してくれとかそういう指導とか発言はあったんでしょうか。

高橋泰男参考人 3月31日までの契約ですよというふうな発言と、また4月1日以降は新しい開設者の方向で動きますので、皆様出ていってくださいという発言程度です。それ以外は全て今後の民と民の間の話なので、新しい開設者とお話をしてくださいというふうな発言は聞いています。

岡山明委員 ちょっとお聞きしたいですけど、附属店舗が市場に何店舗ありますか。

高橋泰男参考人 今入っているのは4社です。1社忘れていました、5社です。

岡山明委員 お店は5社と言われましたね。そうすると、5店舗ということでしょうか。

高橋泰男参考人 そうです。各社1店舗しか借入れできませんので、

岡山明委員 5店舗経営されておるという状況の中で、お話があったように立ち退きと今回3月31日で撤去すると。そういう店舗が何件あるか。それをちょっと教えていただきたいんです。何件がこういう陳情書の中に賛同して、市長に訴えるじゃないけど、そういう陳情書を出しておると。そうするとその店舗5店舗のうち何店舗あるかお聞きたいんですけど。

高橋泰男参考人 今、届けを出しているのは3店舗で、要望しているのは4店舗です。

岡山明委員 5店舗全てがそういう契約更新に対してのという状況じゃないってことですね。

岡山明委員 1店舗に関しては、検討されておるという状況でいいということですね。5店舗のうち4店舗は賛同を得たけど、1店舗は皆様と同じ状況なんですか。

高橋泰男参考人 組合が二つありまして、一つのほうの組合の4店舗ともう一つの組合からは話合い等がないものですから、確認ができていたのは4店舗です。

宮本政志委員 先ほどの説明の冒頭で気になるところがあって、さっき言った会社の立ち退き意思はないとはっきりおっしゃったと思うんですね。ということは、契約更新がされない場合は、4月1日以降も占有を続けていきますよという意味で、立ち退く意思がないとおっしゃったんですか。

高橋泰男参考人 この陳情書の最初に書いてあるように、最初の説明会で事業内容は従来どおり、今ある現状の中での市場運営をするという説明があったのと農林水産課の川崎課長の発言であるように、全部貸すか一部貸すか、存続のできる可能性のあるような発言があったからです。そして契約書の中に次年度を契約する意思がある人は申請してくださいという文言があって、駄目なものはしませんよと断る、その文言自体がないものですから、継続したいという意思を先ほどの言葉に換えさせていただいたわけです。だから、一応附属店舗としては継続をしたいという意思の表れの発言だと思ってもらえればよいと思います。

宮本政志委員 受け止めるんですけど、それで4月以降、契約更新がもしこのままされない場合は、そのまま4月1日以降も占有はし続けて、そこにずっといらっしゃいますということをおっしゃっているってこといいんですか。

高橋泰男参考人 今言うように、法的にとかそこに居続けること自体が可能であればおるということです。それに違法性があるということであれば、すぐに撤去いたします。ただその言葉の解釈、書面の解釈といろんな説明会の中でそういう文言がなかったのにそれが急に書面一つに出てきて、その説明が全くなされてないと。そして、これを開設予定者の業者にも農林のほうにも、協議をする場をどうですかというものを投げ掛けています。全て却下です。では、どうすればいいのか。というふうな部分に來ていますので、この部分においては、やはりお力添えとお知恵を借りたいと思っております。完全にもう無理だというふうな形であれば、法的なものもありますから、今の附属店舗による4社、要するに継続したい4社も4月には出ていかなきゃいけないというふうな判断をします。

宮本政志委員 そうすると先ほど5店舗の中で4店舗、要望を出されていますよと。高橋様とほかの3店舗あるのかな。その方々も同じ考えですよというはいいですか。

高橋泰男参考人　そうです。

森山喜久委員　分かる範囲でいいんですけど、5社いらっしゃる中で、この市場の附属営業店舗は出先で、実はほかに店があって、ここの附属営業店舗については出先という方もいらっしゃるでしょうし、ここしかないんだという方もいらっしゃるでしょうけど、その状況がもし分かれば教えてもらっていいですか。

高橋泰男参考人　私どものところにおいては、ここを本店としているのが2社です。そして、出張所または営業所という形が2社です。

高松秀樹委員　この附属営業施設店舗ですけど、これは市場の横に附属しているという意味合いからしても、市場の充実等を図っていくという意味だと思うんですけど、2点目の陳情書の内容を見てみると買受人の実質的排除って書いてあるんですよ。つまり、排除されていくのかなと思っていますけど、この陳情を出された高橋様を含めて、新しい届出書を出されている方々は、今後、このまま4月1日からの新市場になったときに現実、例えば取引がもうできなくなるとか、どういう状況になりそうなんですか。

高橋泰男参考人　まず、15社、昨年度まで私どもの組合の組合員がおります。そして今、十二、三社ほど、もう既に脱退、廃業が出ました。そして、高松議員が言われたように、12社の中の約10社は廃業になります。廃業及び閉店です。

高松秀樹委員　10社が廃業及び閉店というのは、この理由は一体何になるんですか。

高橋泰男参考人　年齢的なことも多少はあるんですけど、やはり山陽小野田の市場自体が少し特異性がありまして、地域密着型という形で、小売屋が

メイン、大型店がないために、その施設を利用する方がほとんどだった。そして仕入先も要するに下関市、宇部市だとか、大きなところのパイプがないと。そうするともうほとんど仕入先がない。それから足がない。要するに営業方針として全く策が立たないと。そして、今いる附属店舗の中の何社かは給食関係の納品とか立地条件、または保管状況、給食センターが2年前に近くにできたものですから、入ってこられて、ベースにされた店舗を構えた方もおられます。こういう方は、もうここで、4月1日から店舗を出なさいと言われてたときに、さてこれをどうするかと。要するに2年、3年前にここにベースとして構えてやるときに、行政のほうは諸手を挙げて、是非どんどん借入れをしてもらって活性化を頑張ってくださいというふうなことを言われながら、一夜にして、奈落の底に落とすようなことをされたってことです。ただ、もう本当に山陽小野田の市場の買受人、近くの農家においては、行き場がないと。出荷先もないというふうな形になっているのが現状です。

高松秀樹委員 今、実働がある買受人は何社ありますか。実際、商売をしている買受人の方は何社ありますか。

高橋泰男参考人 商売をされているのは大体12社ぐらいはあると思うんですけど、日々市場のほうに直接買いに来られる方は約10社から8社。これは曜日とか、その天候によって仕入れに来られる方がちょっと変わるんで、毎日何社と言い切れません。

高松秀樹委員 次の陳情にも若干関わるんで申し訳ないんですけど、この12社のうち、今から排除されるんじゃないかと思われているものも含まれていると思うんですけど、それをのけて実質何社が残るようになるんですか、新市場になったら。

高橋泰男参考人 私どもの組合の中では1社か2社、それともう一つの組合の中では、直接市場を介しての営業に関するとか仕入れとか売買の実質的

な動きってというのは、ほとんどないと思います。給食関係の納品における施設の利用だけの仕入れだと思います。だから、実質的に競りだとか相対だとか、農家の持ってこられた現品を売買として生業をすることはほぼないと思います。

高松秀樹委員 今のお話では、仲買人組合は1社ぐらいかなと。もう一つのそうじゃないところで、給食を入札参加するんで、1社ぐらいかなという話だったじゃないですか。そうなるといずれも1桁の買受人しか残らないってことになるんですか。

高橋泰男参考人 先ほど言った旧組合関係の給食関係の納品業者の場合は、5社が一つの組合になっていますので、1社じゃなくて5社なのでそこらでちょっと意味合いが違います。それと、今言うように残るのは、大体そのような状態になってくると思います。

高松秀樹委員 今いらっしゃるうちの3社が、新しい届出を出して、今回の陳情書の代表として高橋様が持ってこられて、附属営業店舗を引き続き使わせてほしいという話になるわけですね。片方では、新市場になったときに排除されるんじゃないかという意見がありました。実際に排除されたときに、言葉が排除というと悪いんですけど、取引がちょっと難しくなったときに、附属営業店舗だけで営業するっていう話になるんですか。

高橋泰男参考人 附属営業店舗が残ると廃業、閉店されるお店の救済はかなりできると思います。そこにある買受人等がベースにして、市場外のルールの中でお店があるということで動ける状況にはあります。だから、その附属店舗に残れる業者が2社、3社いれば、かなりの確率で救済できる買受人は残ります。

岡山明委員 先ほど、民民という話が出ました。3月31日で廃業という話が

あって、相手企業から立ち退き云々という話があって、開設者に直談判じゃないけど、そういう形での交渉というのはされているんですか。

高橋泰男参考人 先ほど、ざっと話したように、そういうふうな交渉事、また要望書、書面等は業者のほうには投げ掛けております。全て却下です。

岡山明委員 相手企業との附属店舗の方々、5店舗いらっしゃる方が直接その業者とお話しているのは、それぞれしていないという状況なんですか。

高橋泰男参考人 全くしておりません。

森山喜久委員 高橋様たちは、取りあえずこの状況がどうなのかっていうのを開設者の方には、話をしたいというふうな申入れをしたけど、する必要がないというか、却下っていう表現ですか。そういうふうな状況だということでもいいですか。

高橋泰男参考人 行政のほうにお話の中でそういう協議だとか話合いだとか、行政主体の中で3月31日までは行政の中の責任と、要するに家主とに対して、どうにかしてもらえませんか、これは何度も要望しています。ただ回答は4月からは民と民だから、私どもはそれにはタッチしません。契約は3月31日までですから、1日からのことに関しては、今後の業者と話をしてくださいと。それで終わりです。

森山喜久委員 行政が入る前のところで、附属営業店舗の方々と新しい開設者の中で会話をしようとしてできないというふうな状況ですか。

高橋泰男参考人 いろいろ書面のやりとりをしているんですけど、その場においても全くそういう話の場、協議の場は持っていただけなかったということです。



森山喜久委員 それらを踏まえて行政に中立を頼んだけど、成立はしていない  
ということではないでしょうか。

高橋泰男参考人 行政のほうからも、相手方にアクションなり要望なりをする  
ことは一度もなかったと思います。

森山喜久委員 それらを踏まえて、この度の陳情というのを市議会と市長宛て  
に出したということによろしいですかね。

高橋泰男参考人 余りに行政が行政としての体を成していない。市民の声を全  
く無視している。もう次の業者と決定しているからそちらとやってくれ  
と。この一点張りです。

宮本政志委員 先ほどからの岡山委員と森山委員の質問は、非常に大事と思う  
んですよ。だから、整理させてもらおうと高橋様方を含めて数社の方々は、  
行政は外しますけど、新しい開設者のほうに話をしようじゃないかと、  
そういう協議の場を設けてくれよということ、文書なり、あるいは  
連絡を取ったけど、向こうは一切返事もなければ、それに応じるこ  
ともないっていうふうに解釈しているんですけど、そこはまずもう1回確  
認させてください。

高橋泰男参考人 追加資料の中で、先日2月15日、こちらから2月9日に私  
の代表の名前で附属店舗から保証金なり、募集なり、附属店舗の件に関  
しての書面を出して、2月16日に回答書が返ってきました。その中で  
ざっと言いますが、新市場に応募された方でお取引をさせていただく  
ことが決まった。業者様との打合せのみをさせていただきますので、現  
在協議を行うことは考えておりません。2番目、4月1日新市場スター  
トに間に合わせるため、2月20日で締め切らせていただきます。これが  
附属店舗の立ち退きにおける応募、2番目ですね。1番目は、開設者  
と買受人との間の要するに保証金の問題。これ等々を協議したいと。そ

して、2月20日の締切りで応募がない場合は立ち退きなり、買受人の応募を止めますというふうに回答が返ってきております。これ以前にも何度かやり取りをしているんですけど、書面等々もうほとんど帰ってきません。

中村博行委員長 1件目のほうはよろしいですかね。2件目のほうもかなり関連はすると思うんですけども、民間運営計画の見直しを求める陳情書のほうから質疑を求めます。

岡山明委員 陳情書は2月12日ですね。見直しを求める陳情ということなんですけど、この中央青果が自己破産したのは3月ですね。約1年近くたっている状況で、市としては何回か説明会の中で、市場の方々に市場を開設してもらえんかと。そういう状況の中で、1か月半、2か月ぐらいは公募したけど、いらっしゃらなかったと。そういう状況で、市として今までの体制を変えようということで今回じゃないんですけど、行政財産から普通財産に移した形で、民間に移すとしてまだ何か月かたっているという状況がありますよね。普通財産として貸し出し、開設しやすいような形に市はちゃんと段取りを踏んできた。今、この2月になって見直しかけたというのはその辺はどう思われますかね。

高橋泰男参考人 今言われたように、11か月ぐらいたって、何で今になってこんなことを言うのかというふうな疑義も思われますが、実際は、もう既に昨年のもう5月、6月から今後のこの市場の正常活性化事業の中において、いろいろ行政とも話をしたり、すり合わせたりそれに対して、もう1社の仲卸を立てて急ぎよ今のように臨時市場を運営していったと。農家のほうも11社中2社ぐらいが個人もおられるんですけど、残って出荷されてきたと。その中で今言われたように、随分と話が変わってきたんですよ。もう昨年度の9、10月に出たときには、開設者の応募が2社いたときの2社とも地方卸売市場の許可を取って、従来の市場の活性化事業をします。そして関わっておられる方々の皆様の要望に近い形の市

場運営をしていくという事業案が出されてきた。そして、仲買人、農家、市民の方々と運営協議会等も市長の諮問委員会ができて、話し合いながら、じゃあどうするかというふうにすり合わせてきたものが段々といい方向に行っていたんですが、追加資料の中にこれを見ていただくとよく分かります。この中にあるようにまず、2021年1月29日、活動前後の流れ、ここから急激に開設を決定された業者の事業内容、思惑が急な展開になってきたと。全く違う方向に変わってきたと。行政のほうも、今後決定された業者の常識内、法的なものであり、常識内でいろんな条件を出してくるだろうと。それは川崎課長が話をされておりましたが、それは間違いないと、私どもはそうやって思っているというふうな話の中であったんですが、実際に1月29日以降、この時系列の中の流れを見て出しますと、全く話が変わってきたと。保証金は10倍、4月1日から誰にも貸しません、出ていきなさいと有無を言わせぬ独占的な書面指示書が回ってきて、そしてまた10日前ですか、私どもの組合において各お店に向かって説明をしていっています。あなたにはお金を払わなくても、市場外流通の第三者営業をして荷物を売りますから市場の出入りをしてくださいとか、金額が高くて厳しいんであれば違う方法を考えますとか。そしてまた、私どもの組合員の中で二つの書面が出てまいりました。同じ買受人、組合員の中でも違う書面が出てくると。とにかくやってくるのがころころ変わると。全く一貫性がない。だからこれだけ物事が変わってきて、2週間前に急遽倒れられた買受人の方なんですが、うちに来られて50万円のお金を払えないと。だからそれで、市場で物を買ってくださいと言われても、もうそこまで、私どもの店では力がないからと。お金を払ってまで買うまでできませんからということで話があったり、またBさんに対しては、いやあなたの所には配達をしてでも持っていきますよとか、またその他の全く書面も話も来ない。要するに、嫌われている買受人は全くの無視だと。これが今言う公設市場の市場である体を成しているのか。公正公平、平等と大原則が1週間、10日前にまだ行われていると。こういうふうな形でやはり今言われたように、何でこんなに遅くになってきたのかと。これが極端に2021年1月、

もうこのように全く独占的な押圧的な書面对応、日付決定、そして最近も行政の担当者に、こういう契約書の内容は、あなた方が契約して決定したのか、私たちは聞いてない、全く説明されてないというふうなことで、何も聞かされないうちに全てが決定で進んできたから、今この2月の遅れた状態の2月12日という土俵際までになったという事実です。

中村博行委員長 関連があれば、両方含めて質疑をしてください。

森山喜久委員 確認ですが、当初2社いらっしゃって業者間協議をされたと。

その中で、新開設者兼卸売業者と仲卸ですみ分けをしていくことで、業者間協議を経たというふうに私たちのほうは認識しているんですが、それがこの4月1日からはどのようになるか、そういった説明とかはあるんですかね。

高橋泰男参考人 私の知り得る情報の中では、話は何度かしたみたいですけど、共存共栄するという当初のすり合わせの話とは全く違う方向には行っておりません。

岡山明委員 ひとつ確認したいんですけど、高橋様と関係ないかもしれないですけど、2社の協議の下で今回、開設者が固まったという状況で、その2社で協議し、お互いに了承の下で決まったという状況で、トラブルが起こるような形はなかったと。間違いなくちゃんと協議の上で決定したと。そういうことだけ確認したいんですけど、どうですか。

高橋泰男参考人 今の御意見に関しまして、当初のすり合わせでは、私たちは知り得る関係者の中において書面も見ております。その中においては、これなら今の市場もうまくいくだろうと。開設者が今後の2社のうち1社になってもいいんじゃないかと。これが履行されるのであれば、1社のほうが下りて、1社が開設者なり卸売なり、1社はそれにプラスアルファの活性事業になるんだろうと。そして、小売、それに関わる買受人

も十分商売ができますよという説明ができるぐらいの内容と説明になっておりました。それで2社のうちの1社にこれなら折れてもいいですよ。その代わりこの条件だけは、きちっと履行してもらってくださいと。その分の約束事は、市長にも言っているはずです。市長にも確認を取っています。だから今回の件は、それを全く無視された状態だということで、もう1者のほうも疑心暗鬼で不信感しかありません。

中村博行委員長 大体同じところになってきたんですけど、質疑はよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を打ち切ります。それでは、最後に参考人の高橋様に一言、お礼を申し上げます。本日お忙しい中、本委員会に御出席をいただき、貴重な御意見を述べていただきましたことに対しまして、心から感謝いたします。高橋様から頂きました、ただいまの貴重な御意見等は、今後本委員会での審査に十分生かしてまいりたいと考えておりますので、御理解ください。本日はどうもありがとうございました。それでは、ここで休憩に入ります。2時10分から再開いたしますので、暫時休憩といたします。

---

午後2時 休憩

---

---

午後2時10分 再開

---

中村博行委員長 それでは、休憩前に引き続きまして委員会を続けます。次に審査番号6番、議案第30号山陽小野田市地方卸売市場条例を廃止する条例の制定について説明してください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 それでは議案第30号山陽小野田市地方卸売市場条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。令和2年6月21日の卸売市場法改正以降、卸売業者が不在のため、県の認定を受けておりません。そのため地方卸売市場を名のることができないということ及び4月1日から行政財産から普通財産に変更して民営市場が開設

される予定であることから、山陽小野田市地方卸売市場条例を廃止するものでございます。6月21日以降は、市場取引を継続するためやむを得ず、条例の一部、これは使用料等箱物に関しての管理になりますが、これを適用して、市場活動を継続しておったところでございます。以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

中村博行委員長 説明が終わりましたので質疑を求めますが、先ほど陳情が出た関係で陳情者の御意見も伺っております。ですので、これについての審査はその陳情の審査の後に採決になろうというふうに考えておりますので、今の説明を聞いて継続審査といいますか、そういう形にさせていただこうと思います。それに対して、委員の皆様から御意見ありますか。

高松秀樹委員 今は説明がありましたけど、質疑等も後日行うということになるんですか。

中村博行委員長 そうですね。陳情に関わらない部分についての質疑は当然あっていいと思いますが、なかなかその辺が微妙でありますので、はっきり説明だけ受けて、後日、改めて審査するという方向で私は考えております。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは議案第30号については、継続の審査というふうにさせていただければと思います。続けて議案第31号についても、一応説明をしていただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

川崎経済部次長兼農林水産課長 それでは続きまして、議案第31号山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。先ほどと重なりますけども、令和2年6月21日の卸売市場法改正以降、卸売業者が不在のため、県の認定を受けておりません。そのため地方卸売市場を名のることができないこと及び4月1日に山陽小野田市地方卸売市場条例を廃止する予定であることから、山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計条例を廃止するものでございます。それか

ら議案の中で経過措置がございますが、経過措置の2につきましては、出納整理期間を設けたものでございます。それから経過措置の3につきましては、出納整理期間後の債権債務は一般会計が引き継ぐということでございます。

中村博行委員長 これについても先ほどの議案第30号と同様の対応でいきたいというふうに考えておりますので、後日、陳情の審査の後にこの議案第30、31号は、共にその後の審査ということにしたいと思っております。委員の皆様、それでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）したがいまして議案第31号につきましても継続審査というふうにしたいと思っております。以上で産業建設常任委員会、本日の審査は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉じます。お疲れ様でした。

---

午後2時15分 散会

---

令和3年（2021年）2月25日

産業建設常任委員長 中村博行